

福田裕充に対する改善指導内容

- 1 有機認定事業を平成21年1月22日に廃止したにもかかわらず、平成21年1月28日から同年5月28日までの間に、過去に認定を受けていた圃場で収穫された農産物を、少なくとも水菜52.0kg、レタス62.0kg、ほうれん草51.0kg、キャベツ24.0kg、ルッコラ22.0kg、小松菜22.0kg、サニーレタス17.0kg、大根10.0kg、ラディッシュ1.0kg、ニラ0.3kg 合計261.3kgを、有機農産物と表示し、有機JASマークを付して販売したこと。
このことは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第18条第1項及び第19条の15第2項に違反するものである。
- 2 貴殿が表示を行う全ての農産物について、直ちに表示の点検を行い、不適正な「有機」表示あるいは有機JASマークを付した農産物が発見された場合には「有機」表示又は有機JASマークを除去・抹消した上で販売すると共に、その他の不適正な表示が発見された場合は適切な措置を講ずること。
- 3 このような事態を引き起こした主たる原因として、貴殿は過去、有機JASの認定事業者だったにもかかわらず、制度についての認識不足及びそのチェック体制に不備があると考えざるを得ないことから、これらを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- 4 3の結果を踏まえ、表示のチェック体制を整備する等再発防止対策を実施すること。
- 5 2から4までに基づき講じた措置について、平成21年10月13日（火）までに農林水産省消費安全局表示・規格課長あて提出すること。